

令和 7 年 8 月 3 1 日 執 行

山 添 村 長 選 挙

出 納 責 任 者 の て び き

山 添 村 選 挙 管 理 委 員 会

出 納 責 任 者

1 出納責任者とは（公選法 187）

公職の候補者の選挙運動費用の収支について一切の責任を負うべき人が出納責任者であって、選挙運動の総括主宰者と車の両輪の関係にあり、費用面について全面的な責任と権限をもっている。原則として、出納責任者のほか、何人も、候補者のための選挙運動の費用を支出する権限をもたないのである。ただし、特殊の事情の場合は出納責任者でなくとも支出することができる。

2 出納責任者の職務は

(1) 会計帳簿の備付けと記載（公選法 185）

出納責任者は、会計帳簿（収入簿と支出簿）を作成して備え付け、候補者のための全ての選挙運動に関する寄附、その他の収入支出に関する事項を記載しなければならない。

なお、金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もった金額を記載することとなっている。

(2) 立候補準備のために要した費用の精算（公選法187②）

立候補準備のために要した支出で候補者若しくは出納責任者となった者が支出し、または、他の者がこれらの者と意思を通じて支出したものは、選挙運動の費用とされる。

したがって、出納責任者は、その就任後直ちにその候補者または支出者について精算し、会計帳簿に記載しなければならない。

(3) 明細書の提出（公選法186）

出納責任者以外の者で、候補者のため選挙運動に関する寄附を受けた者があるときは、その寄附を受けた日から7日以内に（出納責任者の請求があるときは直ちに）寄附者の氏名、住所、職業、寄附の金額と年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならない。

なお、この寄附で候補者が立候補届出前に受けたものについては、立候補届出後直ちに、出納責任者にその明細書を提出しなければならないことになっている。

したがって、出納責任者は、この明細書を受領して保存するとともに、提出のないときは、提出を求めなければならない。

(4) 領収書等の徴収と送付（公選法188）

出納責任者は、選挙運動に関するすべての支出について支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面を徴収しなければならない。

ただし、汽車、バスの切符の購入の場合等、社会通念上領収書を発行しない慣例となっているような場合には、徴収しないでもよい。

候補者又は出納責任者と意思を通じて、そのために支出した者も同様である。また、この場合には、領収書を徴したら、直ちに出納責任者に送付しなければならない。

3 会計帳簿にどのような支出を記載するのか

選挙運動の費用として支出されるものに、具体的にどのようなものがあるのか。

(1) 人件費

人件費としては、選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上等運動員（うぐいす嬢等）に対する報酬

なお、選挙運動員については、実費弁償が支払われるが、その内容は、(4)交通費、(8)食糧費等として処理する。

(2) 家屋費

(ア) 選挙事務所費

選挙事務所の借上料（このなかには、事務所自体と机などの備品の借上料が含まれる。）、電話の架設費。

(イ) 集合会場費

主として個人演説会場費になる。

(3) 通信費

選挙運動に関し支出する通信費の内容は、電報、電話、葉書、封書等に要する費用である。電報は文書にほかならないから、選挙運動のために使用することはできないが、事務上の連絡のために使用することは差し支えない。葉書、封書も同様に事務連絡用のものに限られる。

電話架設費は、選挙事務所費の中に入るが、電話の借上料と電話料は通信費に入る。（なお、選挙運動用通常葉書で規定枚数以内のものの郵送料は無料であり計上されない。）

(4) 交通費

(省略)

(5) 印刷費

印刷費については、選挙運動のために使用するポスター、ビラ、及び葉書等の印刷費が主である。

(6) 広告費

立札、看板、ちょうちん、及び拡声機等の費用である。

(7) 文具費

文具費については、紙、筆、墨、その他選挙事務所において使用した消耗品等である。

(8) 食糧費

食糧費には、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を提供した費用や、法律で認められた選挙運動員、労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用がある。

(9) 休泊費

休泊費の内容は、休憩費と宿泊費を含めた意味である。

(10) 雑 費

暖房用灯油代、ガス代、電気代、水道代等。

4 選挙運動に従事する者および選挙運動のために使用する労務者に対する報酬および実費弁償の最高額（村公職選挙法令執行規程第24条の2）

区 分	種 類	金 額
1 選挙運動に従事する者 1人に対し支給することができる実費弁償の額	(ア)鉄 道 賃	路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	(イ)船 賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	(ウ)航 空 賃	航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	(エ)車 賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
	(オ)宿 泊 料 (食事料2食分を含む)	1 夜につき 23,000円
	(カ)弁 当 料	1 食につき 1,500円 1 日につき 4,500円

	(キ)茶 菓 料	1 日につき 1,000円
2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額	(ア)基本日額	10,000円以内
	(イ)超過勤務手当	1 日につき基本日額の5割以内

3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額	(ア)鉄道賃及び車賃	それぞれ1の(ア)及び(イ)に掲げる額
	(イ)宿 泊 料 (食事料を除く。)	1 夜につき 15,000円
4 選挙運動のために使用する事務員1人に対し支給することができる報酬の額	報 酬	1 日につき 10,000円以内
5 選挙運動のために専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車の上における選挙運動のために使用する者1人に対し支給することができる報酬の額	報 酬	1 日につき 20,000円以内

○ 事務員及び車上運動員に報酬を支給できる期間（公選法197の2②、公選法令129）立候補の届出後、報酬の支給を受けることができる者を、文書で山添村選挙管理委員会に届け出たときから選挙の期日の前日までの間。

一日に9人以内。ただし、期間を通じて最大限、45名を超えない延べ人員まで異なる者を届け出て報酬を支給することができる。

5 選挙運動費用の最高額（法定制限額）（公選法194、公選法令127）

法定制限額＝（選挙期日の告示日における選挙人名簿登録者数

×110円）＋1,300,000円

＝ , , 円

6 選挙運動費用に算入されないもの（公選法197）

次に掲げるものは、選挙運動に関する支出とはみなされないもので、これらは選挙運動費用に算入する必要はない。

したがって、これについては出納責任者は収支報告をする必要はない。

- (1) 供託金
- (2) 立候補の準備のために要した支出のうちで、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
- (3) 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- (4) 候補者が乗用する車馬等のために要した支出
- (5) 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- (6) 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- (7) 選挙運動用自動車を使用するために要した支出

7 制限額を超過して支出した場合（公選法247、251の2③）

出納責任者が選挙運動費用の制限額を超過して支出をし、又はさせたときは、出納責任者は処罰され、連座制により、候補者の当選も無効となる。

選挙運動に関する収支報告書の提出

1 収支報告書の提出のしかた

出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附その他の収入及び支出に関する事項を記載した報告書を、次に掲げる期限までに山添村選挙管理委員会に提出しなければならない。（公選法189）

この場合、報告書には、支出の金額、年月日及び支出の目的を記載した領収書の写し又はその支出を証すべき書面の写し（領収書その他の支出を証すべき書面を徴しがたい事情があったときは、その旨及び支出の金額、年月日、目的を記載した書面）を添付すること。

- (1) 「選挙期日の告示の日前まで」、「選挙期日の告示の日から選挙期日まで」及び「選挙期日経過後」になされた寄附その他の収入及び支出については、これを併せて精算し、9月15日までに
- (2) (1)の精算後にされた寄附その他の収入及び支出については、その

寄附その他の収入及び支出がなされた日から7日以内に

2 帳簿・書類等の保存（公選法191）

出納責任者は、会計帳簿等を報告書提出の日から3年間保存のこと。